

千葉県多様性が尊重され誰もが活躍 できる社会の形成の推進に関する条例 について



チーバくん

多様性尊重条例の制定

社会環境の変化や、多様性尊重の意義を踏まえ

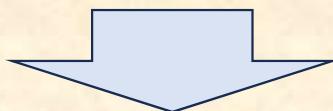
「千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例」を制定

令和5年12月定例県議会で条例案が可決・成立
→ 令和6年1月1日施行

多様性尊重の意義

多様性を尊重することで

- ・様々な立場の方が抱える生きづらさが解消
- ・あらゆる立場の方々の意見があらわれ、創造性が豊かに
- ・違った個性や能力を持つ人が影響し合うことで、よりよい結果に



千葉県の活力の維持・向上につながる

目的(第1条) ※条文は要約、以下同じ

一人ひとりが様々な違いがある個人として尊重され、
誰もが参加し、その人らしく活躍することができる社会
の形成を総合的に推進する

→上記の社会を、本条例では、
「多様性が尊重され誰もが活躍できる社会」という

基本理念(第2条)

人々が様々な違いを尊重しながら、互いに関わり合い、影響を及ぼし合うことが、社会の活力及び創造性の向上に相乗的に効果を発揮するという認識の下に、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の実現を目指す

→第2条各号において、様々な「違い」ごとに、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会を具体化

1号 年齢 2号 性別 3号 障害の有無

4号 国籍及び文化的背景、性的指向及び性自認その他の様々な違い

県の責務等(第3条)

基本理念にのっとり、県行政のあらゆる分野における施策を
総合的に策定し、実施する

→ 「総合的に策定し、実施する」とは、県の各機関が相互に連携し、
部局横断的な視点を含めて調整しながら施策を策定し、実施することをいう。

その他(第4条、5条、6条、7条)

4条 市町村が施策を実施する場合に、連携するよう努める

5条 県民及び事業者は、個々の立場や特性その他の事情に応じて、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成に寄与するよう努める

6条 基本理念に関する県民及び事業者の理解を深めるため、広報活動の充実等の措置を講じる

7条 施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じる